

滋賀県立八幡商業高等学校 部活動に係る活動方針

◆基本方針

- ・豊かな人間性をめざして、好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の寛容に資する。
- ・学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。

◆活動時間・休養日について

- ・活動時間：平日は概ね3時間以内、週休日および学校の休業日は概ね4時間以内とする。
- ・休養日：週1日以上。それに加え、週休日については4週当たり2日以上を休養日とする。
- ・大会等の日程の関係で、予定をしていた週休日等の休養日に活動をする場合、その前後2週間の内に休養日を設定する。
- ・朝練習は原則行わない。
- ・定期試験1週間前及び定期試験中の部活動は、原則として禁止する。ただし、顧問が必要と判断する場合は、校長の許可を受ければ短時間活動することができる。
- ・部活動の競技・部門・種目等の特性や学校の特色、または一時的な事情により、上記の部活動に係る基準を適用することが困難な場合は、その都度校長の許可を得る。

◆学校単位で参加する大会・試合・コンクール等の見直し

- ・校長は、生徒や顧問の負担が過度とならないことに考慮して、参加する大会等を精査し、負担軽減を図るように努める。

◆体罰の防止

- ・「懲戒」として「体罰」を行うことは、法律で明確に禁止されており、校長、顧問その他の学校関係者は、決して許されないものであるとの認識を持ち、それらを行わないための取り組みを行う。

◆適切な運営のための体制整備

- ・各部顧問が年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画を作成し、管理職に提出するとともに、生徒・保護者に公表する。
- ・部活動顧問の複数配置を行う。（ワークシェアリングによる負担軽減）
- ・教員の勤務時間管理による過重負担顧問との面談を実施する。
- ・事故の未然防止のため、施設・設備の点検を実施する。
- ・顧問が不在の場合でも、無理のない安全な練習メニューを提示するなど安全配慮義務を徹底し、自主的・自発的に活動できる生徒を育成する。
- ・顧問、選手、運動部マネージャー等に、熱中症対策、心肺蘇生法、AED使用の研修を義務づけ、危機管理体制を整える。